

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルサポート福島（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所等で必要となる資機材の速やかな配備を図るために必要な基本的事項を定め、早急な救援・復旧活動を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 資機材提供
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として応急資機材要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

（報告）

第4条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、甲へ資機材提供報告書(様式第2号)により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく資機材提供に要した費用については、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は前条の規定により決定された費用については、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）

第7条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を決定し、連絡担当者等報告書(様式第3号)により報告するものとし、当該連絡担当者等に変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

2 緊急時の連絡体制等について、平時から確認、情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年7月1日

甲 伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市
伊達市長 須田 博行

乙 郡山市安積町日出山2丁目4番地
株式会社レンタルサポート福島
代表取締役社長 國分 政則